

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和2年4月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該違反 点数
令和2年4月8日	株式会社宮崎国際タクシー (法人番号5350001001684) 代表者藤野秀之	本社営業所	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和1年12月6日、監査実施。13件の違反が認められた。 (1)苦情処理の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸 規則(以下「運輸規則」)第3条第2項)、(2)乗務時間等の 基準の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(3)疾病、疲労 等のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(4)点呼 の実施義務違反(運輸規則第24条)、(5)点呼の記録事項 義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)乗務等の記録事 項義務違反(運輸規則第25条)、(7)乗務員台帳の記載事 項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(8)運転者に対す る指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(9)運転者に 対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反 (運輸規則第38条第1項)、(10)特定運転者に対する特別 な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(11)特定運 転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2 項)、(12)地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反 (運輸規則第40条第3項)、(13)運行管理者の補助者の要 件違反(運輸規則第47条の9第3項)	6点	6点	6点	6点
令和2年4月14日	有限会社みなみタクシー(法 人番号5340002021377)代 表者南修郎	本社営業所	輸送施設の使用停止 (130日車)、文書警告	道路運送法(以下 「法」)第16条第1項、 法第27条第3項、道路 運送車両法第48条	令和1年7月11日、監査実施。14件の違反が認められた。 (1)事業計画(自動車車庫)に定める業務の確保違反(道路 運送法第16条第1項)、(2)乗務時間等の基準の遵守違反 (旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21 条第1項)、(3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、 (4)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第 1項)、(5)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38 条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録又は指導監 督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(7)運転者 に対する指導監督の記載事項義務違反(運輸規則第38 条第1項)、(8)特定運転者に対する特別な指導監督違反 (運輸規則第38条第2項)、(9)特定運転者に対する適性診 断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(10)指導要領 制定義務違反(運輸規則第40条第1項)、(11)定期点検整 備の実施違反(運輸規則第45条、道路運送車両法第48 条)、(12)運行管理規程の制定義務違反(運輸規則第48 条の2)、(13)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則 第48条の4第1項)、(14)指導主任者の届出義務違反(運 輸規則第68条第1項第3号)	13点	13点	13点	13点